

石綿含有仕上塗材（剥離物）の受入れに関する注意事項等について

〔1〕受入基準

- 1 セメント固化されていること。**注1**なお、固化後の最大長は、おおむね50cm以下であること。
- 2 異物が除去されていること。（一体化しているものを除く。）
- 3 耐水性のプラスチック袋（厚さ0.15mm以上の物）**注2**で二重梱包した後、1t以下のフレコンバッグに入れてあること。
- 4 「石綿含有仕上塗材の固化の実施等に関する申出書」（別添様式）を搬入時に提出すること。
- 5 積み下ろしは搬入者が行うこと。

※溶出試験等が必要になります。**注3, 4**

注1 セメントで混練等しただけではなく、必ず固化したことを確認した後に搬入してください。

注2 フレコンバッグは耐水性のプラスチック袋に含まれませんので注意してください。

注3 溶出試験は発生現場ごとに実施し、事前に試験結果報告書を提出した上で搬入してください。（事前に提出していない場合は受入れ出来ません。）
なお、試験結果報告書等に契約者名及び排出事業所名を記載してください。

注4 溶出試験が必要な項目は鉛、六価クロムです。また、ジクロロメタンを含む剥離剤を使用した場合は、ジクロロメタンについても溶出試験が必要となります。
なお、受入基準値は鉛=0.3mg/l以下、六価クロム=1.5mg/l以下、ジクロロメタン=0.2mg/l以下となります。

〔2〕マニフェストの記入について

本廃棄物は除去方法によって種類が変わるとのことから、マニフェストの“産業廃棄物の種類欄及び名称”欄に関しては以下のとおり記入してください。

①汚泥に該当する物

・種類（備考）欄

「汚泥」、「石綿含有産業廃棄物」にチェックを入れてください。（建設系マニフェストには汚泥の項目が無いことから、管理型品目欄の空白部分に「汚泥」と追記してください。）

- ・産業廃棄物の名称欄

“石綿含有仕上塗材”と記入してください。（建設系マニフェストにおいては、追加記載事項欄に記入してください。）

②ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずに該当する物

- ・種類（備考）欄

「ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず」、「石綿含有産業廃棄物」にチェックを入れてください。

- ・産業廃棄物の名称欄

“石綿含有仕上塗材”と記入してください。（建設系マニフェストにおいては追加記載事項欄に記入してください。）

[3] 廃棄物搬入票について

廃棄物の内容については、以下のとおり記入してください。

廃棄物コード：1302

廃棄物名：非飛散性アスベスト（ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず）